

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十五号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年佐賀県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康福祉本部の職員

様式第三号中「図書等」を「図書等
がん具類」に改める。
「がん具類」を「がん具物類」に改める。

様式第十号の裏中「がん具物類」を「がん具類又は刃物類」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。